

○所沢市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 所沢市議会議長（以下「議長」という。）は、地震その他の災害（以下「災害」という。）により所沢市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置されたときは、これに協力するため、所沢市議会内に災害対策会議を設置するものとする。

(所掌事務)

第3条 災害対策会議は、円滑な災害対策の推進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 災害情報の収集・整理に関すること。
- (2) 議員及び市対策本部との連絡調整に関すること。
- (3) 市対策本部への協力に関すること。
- (4) 市対策本部への要望及び提言並びに国、県その他関係機関に対する要望活動に関すること。
- (5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第4条 災害対策会議は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって構成する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 災害対策会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ、議会運営委員会及び常任委員会の正副委員長その他議員の出席を求めることができる。
- 3 議長は、各会派の代表者が欠席するときは、当該代表者が属する会派から代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 災害対策会議の庶務は、議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。